

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

## ◆第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進み、一方で、高齢化は世界に類を見ない速度で進行しており、急速な少子・高齢化社会が到来しています。

少子・高齢化が加速することは、人口構造に不均衡をもたらし、労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が健やかに育ち自立していけるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要になっています。

こうした中、国は平成15年度に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な施策を展開してきました。しかし、その間においても少子化に歯止めがかかることなく、子育てに孤立や負担を感じる人の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、新たな支援制度を構築していくために、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されます。この新制度は、市町村が「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱として地域に応じた子育て支援を進めることになっています。

朝倉市では、平成19年に朝倉市次世代育成支援行動計画を策定し、必要な見直しを行い、平成22年に平成22～26年度を計画期間とする朝倉市次世代育成支援後期行動計画を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを行ってきました。

この「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」は、朝倉市次世代育成支援後期行動計画の計画期間が満了することから、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度のもと、各取り組みを計画的に進めるため策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の法的根拠と性格

この事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

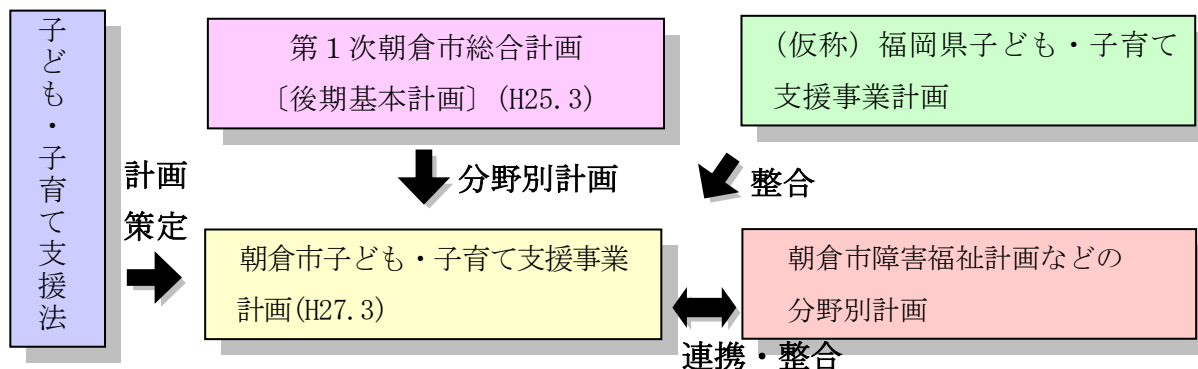
第61条 市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、この子ども・子育て支援法が規定する「事業計画」に留まらず、本市の子ども・子育てに関する基本計画の役割を有するとともに、策定が任意となった「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるため「朝倉市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を可能な限り引き継いで策定しています。

## (2) 朝倉市総合計画を上位計画とする「子ども・子育て」に係る分野別計画

「第1次朝倉市総合計画」の施策の大綱「2 人と人が助け合い、安心をもたらすまちづくり」の基本方針「⑥ 子どもを安心して生み育てる環境づくり」を実現するための、最も基本となる計画であり、総合的かつ計画的に子ども・子育てを支援するための指針とします。

また、市が策定する各分野の計画や福岡県が策定する「（仮称）福岡県子ども・子育て支援事業計画」と連携・整合を保ちつつ推進するものです。



## 3. 計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭です。

## 4. 計画の期間

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として策定することが定められています。そのため、計画期間は、平成27年度を初年度として、平成31年度までの5カ年とします。

## 5. 計画の策定体制等

### (1) 策定体制

計画の策定にあたっては、各種基礎調査結果、朝倉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査等を踏まえた計画の案について、庁内で検討した上で、「朝倉市子ども・子育て会議」に諮り、パブリックコメントを行い、計画を策定する体制としました。

#### ① 朝倉市子ども・子育て会議

この会議は、幅広い立場から意見をいただくために、子ども・子育て支援に関する学識経験者、教育・保育を提供している事業者の代表、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、子育て中の保護者などで構成する「朝倉市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について、ご審議をいただきました。

### (2) 朝倉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者から子ども子育ての実態や教育・保育、子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査を行いました。

目 的	子育ての実態や教育・保育、子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、朝倉市子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。	
実施期間	平成25年11月～12月	
区 分	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査対象者	朝倉市内在住の就学前児童をお持ちの保護者から無作為抽出	朝倉市内在住の小学生児童をお持ちの保護者から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
回収結果	配布数 1,500 有効回収数 632 回収率 42.1%	配布数 1,500 有効回収数 638 回収率 42.5%